

教 育 費 調 査

(令 和 5 会 計 年 度)

教育費調査（令和5会計年度）

1 調査対象数

本年度において、調査票を作成・提出した教育委員会及び学校の数（分校及び併設の定時制も1校として計上）は次のとおり。

| | | | | | |
|---------------|-----------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 教育委員会数 | 58 | 公立学校数 | 1,408 | | |
| (内訳) | | (内訳) | | | |
| 県教育委員会 | 1 | 幼稚園 | 70 | 特別支援学校 | 44 |
| 市教育委員会 | 37 | 幼保連携型認定こども園 | 34 | 高等学校（全日制） | 126 |
| 町教育委員会 | 16 | 小学校 | 745 | 高等学校（定時制） | 16 |
| 村教育委員会 | 1 | 中学校 | 362 | 高等学校（通信制） | 1 |
| 一部教育事務組合 | 3 | 義務教育学校 | 4 | 専修学校 | 6 |
| | | | | （病院組合立を含む。） | |

2 調査の内容

(1) 教育費調査は、教育費支出額を以下の3つに大別し、負担区分（財源）別、使途（支出項目）別に調査する。また、教育にかかる特定財源のうちの一部を調べる。

○ 学校教育費

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校（全日制・定時制・通信制課程別）、中等教育学校、専修学校における学校教育活動のために支出した経費。

○ 社会教育費

公民館、図書館、博物館、体育施設、青少年教育施設、女性教育施設、文化会館、その他の社会教育施設、教育委員会が行った社会教育活動及び文化財保護のために支出した経費。

○ 教育行政費

教育委員会の事務局（所管の教育研究所等を含む）の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費。

(2) 本調査の対象である前記の学校教育、社会教育及び教育行政のために支出された経費は、総務省の「決算状況調」の目的別歳出決算額の教育費とは次の点で異なっている。

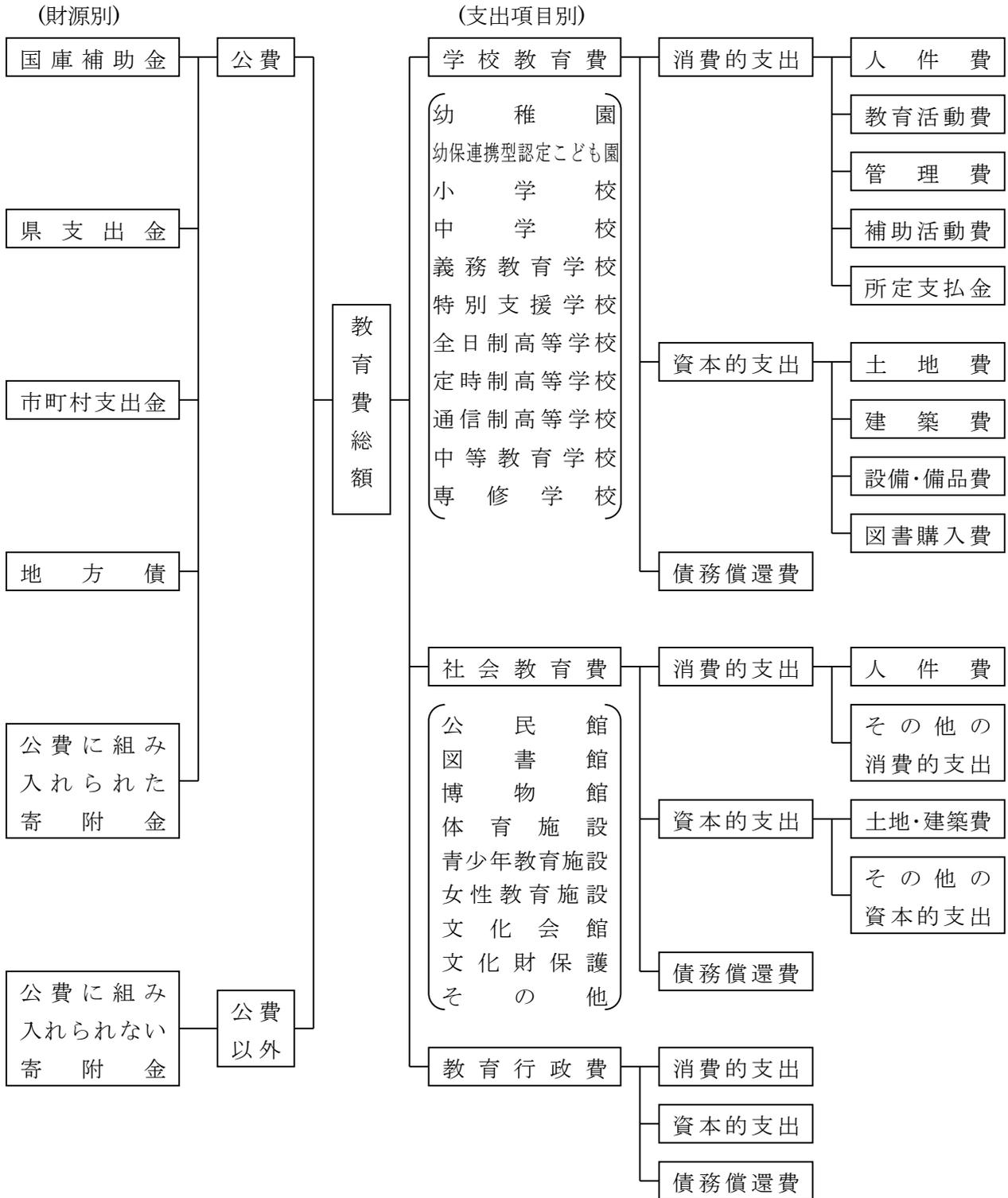
ア 目的別歳出決算額の教育費には含まれているが、本調査には含まれない経費

イ 目的別歳出決算額の教育費には含まれていないが、本調査には含まれる経費

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①私立学校に対する補助金 ②公立大学・短期大学への支出経費 ③積立金・貸付金等 ④児童生徒から徴収した給食費 |
|---|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①債務償還費（公債費） ②他省庁からの国庫補助金 ③他部局からの補助金・支出金 ④教育施設の火災保険料 ⑤災害復旧費 ⑥教育委員会事務局庁舎維持費 |
|--|

(3) 調査の概略図



3 調査事項の説明

(1) 財 源

① 公 費

公費とは、地方公共団体の歳入歳出予算に計上された経費で次の項目をいう。

ア 国庫補助金

国が地方公共団体に交付した補助金・負担金をいう（ただし、地方交付税を財源とした経費は国庫補助金とはみなさない）。

イ 県支出金

県が一般財源[※]からその設置する学校、社会教育機関及び教育行政のために支出した経費並びに市町村に交付した補助金、市町村立学校のために直接負担した経費をいう。

ウ 市町村支出金

市町村が一般財源[※]からその設置する学校、社会教育機関及び教育行政のために支出した経費をいう。

エ 地方債

地方公共団体が、その教育施設の新設、災害復旧等のために起債した経費のうち、令和5会計年度中に支出した経費をいう。

オ 公費に組み入れられた寄附金

地方公共団体の歳入として決算に計上された寄附金・贈与金の中で、令和5会計年度中に教育のために支出した経費をいう。

② 公費以外の財源

公費に組み入れられない寄附金

(2) 支出項目

支出項目は、消費的支出、資本的支出、債務償還費の3つの大きな項目に分類されているが、学校教育の分野ではさらに中・小支出項目に細分されている。また、社会教育の分野では、社会教育の施設や活動別に分類されている。主な項目の説明は次のとおりである。

① 消費的支出

原則として例年経常的に支出する経費であり、学校教育の分野では、人件費、教育活動費、管理費、補助活動費及び所定支払金に分類される。

ア 人件費

教員及び職員の給与並びに共済組合等負担金、恩給費等、退職・死傷手当等の経費があげられる。

イ 教育活動費

児童生徒に対する教育活動及びその補助のために支出した経費で、特別活動費、教授用消耗品費、旅費等があげられる。

※ 地方税・地方交付税・使用料・手数料等の財源

ウ 管理費

学校施設等の管理、維持・修繕のために支出した経費で、修繕費、土地・建物・設備等の維持のために要した消耗品費、光熱水費等があげられる。

エ 補助活動費

正規の学校教育には含まれないが、それと密接な関係をもって学校が行う事業に支出した経費で、高等学校等就学支援金等の補助事業費、衛生関係費、給食関係費等があげられる。

オ 所定支払金

定期的に支払義務を生じる経費で、日本スポーツ振興センター共済掛金、借地料、建物・設備の賃借料、学校施設・設備・備品等に係る保険料、一時借入金の利子等があげられる。

② 資本的支出

土地の取得、施設の建設及び大規模な改修、設備・備品の購入及び既存の設備・備品の取り替えや補充、図書の購入のために要した経費で、土地費、建築費、設備・備品費、図書購入費があげられる。

③ 債務償還費

地方債の元金の返済、利子の支払い及び手数料に要した経費である。

(3) その他

① 学校数

令和5年5月1日現在の数である。

② 児童生徒数

令和5年5月1日現在の学校基本調査の数である。

(4) その他

統計表の数字は、単位未満を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

統計表中の記号については、次のとおり。

「0.0」 計数が単位未満の場合。

「-」 計数がない場合。

「…」 数値出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合。